慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	〔商法四六五〕 不渡異議申立預託金の供託義務、手形交換所への差押命令送達届提出の意義
Sub Title	
Author	島田, 志帆(Shimada, Shiho) 商法研究会(Shoho kenkyukai)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	2006
Jtitle	法學研究 : 法律・ 政治・ 社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.79, No.6 (2006. 6) ,p.105- 121
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	判例研究
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-20060628-0105

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

判例研究

〔商法四六五〕 不渡異議申立預託金の供託義務、手形交換所への差押命令送達届提出の意義

（平成一七年六月一六日高松高裁第二部判決、原判決取消し（上告受理申立て）平成一六年（ネ）第三八六号損害賠償請求控訴事件金融・商事判例一二二四号二五頁 原審：平成一六年八月二六日徳島地裁判決、平成一五年（ワ）第二六九号、金融・商事判例一二二四号三五頁）

〔判示事項〕

異議申立預託金の返還請求権に対する差押え等が競合した場合において、銀行が手形交換所から異議申立提供金の返還を受ける手続をせず、それに相当する金額を供託しなかったからといって、民事執行法一五六条二項の供託義務違反を理由とする不法行為責任を負わない。

〔参照条文〕

民事執行法一五六条二項
民法一三五条一項

〔事　実〕

原審原告（以下「X」とする。）は、有限会社H興産（以下「H会社」とする。）振出にかかる約束手形（以下「本件手形」とする。）を所持しており、平成一二年七月三一日、本件手形を支払のため支払場所である原審被告徳島銀行（以下「Y銀行」とする。）の流通センター支店に呈示したが、契約不履行を理由に支払いを拒絶された。

H会社は、Y銀行に対し、本件手形の支払を拒絶するように依頼するとともに、徳島手形交換所規則（以下これを

「本件規則」とし、徳島手形交換所施行細則を「本件細則」とする。）による異議申立手続の申請を依頼し、異議申立提供金の資金として、本件手形の券面額と同額の三五〇〇万円を異議申立預託金として預託した（以下「本件預託金」とする。）。Y銀行は、同年八月一日、本件預託金を原資として社団法人徳島銀行協会徳島手形交換所（以下「徳島交換所」とする。）に対し、三五〇〇万円の異議申立提供金（以下「本件異議申立提供金」とする。）を提供した。

Xは、同月二日、H会社に対する手形債権を請求債権として、H会社のY銀行に対する本件預託金返還請求権を仮差押債権とする仮差押決定を得た。他方、有限会社ビジネス交流もまた、同日、H会社に対する四〇〇〇万円の貸金債権を請求債権とし、本件預託金返還請求権を差押債権とする差押え及び転付命令を得た。右仮差押決定及び差押命令等の各正本は、同月三日、Y銀行に同時に送達された。Xは、同月三〇日、H会社を被告として本件手形金の支払を求める手形訴訟を提起し、その勝訴判決を得た。同年一一月一三日、Xは右勝訴判決に基づいて本件預託金返還請求権の差押命令（以下「本件差押命令」とする。）を得、同月一四日、その正本はY銀行に送達された。

ところで、H会社は、同年八月ころ再生手続開始の申立てをしたが、同年一一月六日には棄却され、同年一二月二七日、破産宣告を受け（以下「本件破産宣告」とする。）、これに伴い破産管財人として津川博昭（以下「破産管財人」とする。）が選任された。破産管財人は、平成一四年二月六日、Y銀行に対し、本件手形にかかる本件預託金等の払戻しを依頼し、Y銀行は、同月七日、徳島交換所に対し異議申立取下げを理由とする本件異議申立提供金の返還請求をし、本件異議申立提供金の返還を受けた。Y銀行は、同月一四日、本件預託金を含む三九六〇万円の預託金を破産管財人に交付した。

そこでXは、Y銀行は民事執行法一五六条二項に基づく供託義務の履行を怠り、破産管財人に対して預託金を交付したため損害を被ったとして、Y銀行に対し、主位的に債務不履行に基づき、予備的に不法行為に基づき（なおXは、さらに予備的に、XはH会社との和解によりH会社のY銀行に対する本件預託金返還請求権の譲渡を受けたにもかかわらず、Y銀行は破産管財人に預託金を交付したのは不法行為に当たると主張している）、本件手形の額面と同額の三五〇〇万円の損害賠償を求めて訴えを提起した。

原審（徳島地判平成一六年八月二六日金商一二二四号三五頁）は、Xの主位的請求（債務不履行の主張）を退け、

予備的請求（不法行為の主張）のうち、Y銀行の供託義務違反を認め、Xの請求を一部認容し、Yに対して一八〇〇万円余の支払を命じた（その余の主張（XはH会社のY銀行に対する本件預託金返還請求権の譲渡を受けたのにもかかわらず、Y銀行が破産管財人に預託金を交付したのは不法行為に当たるとの主張）は退けられた。）。

これに対し、X、Y銀行双方が控訴した（なお、Xは主位的請求（債務不履行の主張）棄却の判決部分に対して控訴していないので、控訴審の審理の対象になっていない。）。

〔判　旨〕

原判決取消し、請求棄却

一　「民事執行法一五六条二項は、債権差押えが競合した場合における第三債務者の供託義務を定めるところ（いわゆる義務供託）、同項の義務供託の制度は、差押等が競合した場合の取立債権者への支払禁止と債権者への配当の原資となる配当財団の確保を目的とするものであり、第三債務者の供託義務は、民事執行制度の目的から第三債務者に課された手続協力義務であるにとどまり、第三債務者の実体法上の地位に何らの変更を加えるものではないと解される。したがって、第三債務者の執行債務者に対する債務の弁済期が未到来である場合は、たとえ差押等の競合が生じたとしても、第三債務者は期限の利益を喪失させられるわけではなく、依然として執行債務者に対して期限の利益を有するから、同項に基づく供託義務を負うものではないと解される。」

二　「本件預託金返還請求権については、Y銀行が平成一二年七月三一日H会社から本件預託金の預託を受けた際にH会社に交付した『異議申立預託金預り証』（以下「本件預り証」とする。）には、本件預託金の返還期限に関し、本件規則の定める事由が発生し、Y銀行が徳島交換所から本件異議申立提供金の返還を受けた後でなければ返還することができない旨の記載があるから、本件規則の定める事由が発生し、Y銀行が徳島交換所から本件異議申立提供金の返還を受けない限り、本件預託金の返還期限が到来しないことが明らかである。

そこで、本件異議申立提供金の返還期限が到来しているか否かを検討するに、その前提として徳島交換所の定める本件規則及び本件細則の効力についていえば、徳島交換所は、社団法人徳島県銀行協会が設置・運営する組織であり（本件規則一条参照）、証拠（乙B331）によれば、Y銀行は、同協会の社員であって徳島交換所の事業に参加する

銀行である（本件規則五条）と認められるから、徳島交換所の定める本件規則及び本件細則は、Y銀行と徳島交換所との間の法律関係を規律するものとして、Y銀行及び徳島交換所を拘束するものであり、Y銀行は、徳島交換所に対し、異議申立提供金につき本件規則及び本件細則の定めに反して権利主張することはできないと解される。」

三　「以上を踏まえ、異議申立提供金の返還期限に関する本件規則及び本件細則の内容を検討するに、……本件細則五〇条の二及び五〇条の三（筆者注：東京手形交換所施行細則八〇条の二及び八〇条の三に相当）の文言上、持出銀行は、各条に掲げる事由が生じたからといって、直ちに支払義務確定届又は差押命令送達届を交換所に提出しなければならない義務を負うものではないと解される。

そして、本件細則五〇条の三の差押命令送達届等についての実務上の取扱いを定めた本件通知、すなわち徳交第五号平成二年四月二七日通知『異議申立にかかる不渡手形に関する規則等の一部改正についての取扱上の留意点』（以下「本件通知」という。）は、……その記載内容に照らし、本件規則五三条一項七号（筆者注：東京手形交換所規則六七条一項七号に相当）及び本件細則五〇条の三に基づく異議申立提供金の返還手続に関する具体的な取扱いを定めたものとして、本件規則及び本件細則と同様に、Y銀行及び徳島交換所を拘束するものと解される。そして、H会社は、徳島交換所に対する異議申立手続のため参加銀行であるY銀行に本件預託金を預託したのであるから、H会社も、Y銀行及び徳島交換所を拘束する本件規則、本件細則及び本件通知を前提に預託したものと言わざるを得ない。

そうすると、Y銀行（流通センター支店）は、本件通知一項（3）の④に基づき、本件手形の債権者であるXからの差押命令送達届提出依頼書の提出を受け、さらに本件手形の現物及び本件差押命令正本の送達通知書の各提示を受け、本件差押命令正本及び手形訴訟の判決正本により、請求債権が異議申立てにかかる不渡手形（本件手形）債権であることを確認した後でなければ、差押命令送達届を作成し、徳島交換所に提出して異議申立提供金の返還を求めることはできないというべきであり、このことは、異議申立にかかる預託金返還請求権について差押えが競合した場合であっても、同様に解するのが相当である。なぜなら、民事執行法一五六条二項の定める供託義務は、民事執行法上の手続協力義務であるにとどまり、第三債務者の実体法上の地位に何らの変更を加えるものではなく、第三債務者（Y銀行）の執行債務者に対する債務の弁済期が未到来で

ある場合には、第三債務者は、期限の利益を喪失させられるわけではないと解されるからである。そして、XがY銀行（流通センター支店）に対し、本件通知一項（3）④による差押命令送達届依頼書の提出、本件手形の現物及び本件差押命令正本の送達通知書の提示をしたことを認めるに足りる証拠はないから、本件異議申立提供金は未だ返還期限が到来しているとはいえず、したがって、本件預託金の返還期限もまた到来しているとはいえないというべきである。」

そして本件判決は、本件預託金の返還期限が到来していない以上、Y銀行は民事執行法一五六条二項にいう供託義務を負ったわけではないから、Xの予備的請求（不法行為の主張）は理由がないとし、これに関する原判決を取り消し、その請求を棄却した。

〔研　究〕

結論的賛成。但し判旨の理由付けには検討すべき問題があると思われる。

一　わが国で流通する手形は、統一手形用紙を用いて銀行の店舗を支払場所として作成されているため、手形所持人はもっぱら取引銀行にこれらの証券を入金するか、あるいは取立の依頼をすることによって手形金の回収を図っている。銀行は、膨大な量の手形等の取立てを簡易迅速に行い、資金を効率的に運用するため、手形交換によりその決済を行っている（東京手形交換所規則をもとに全国の各手形交換所規則の統一が図られており、以下、東京手形交換所規則を「規則」、東京手形交換所施行細則を「細則」として示すこととする。）。これを運営するのが手形交換所（以下「交換所」とする。）であり、交換所は、その事業に参加する金融機関（参加銀行）の協力のもと、手形、小切手等の簡易、円滑な取立を可能にし、あわせて信用取引の秩序維持を図ることを目的として（規則一条）、手形等の交換決済（規則二条一号）及び取引停止処分の制度（規則二条二号）を運営している。取引停止処分とは、交換決済して持ち帰った手形のうちに「自行宛の手形で支払に応じがたい手形」（不渡手形）がある場合（規則五二条一項参照）、不渡手形を出した振出人等に対して交換所が行う処分である。その内容は、参加銀行は処分を受けた者に対し処分日から起算して二年間の当座勘定及び貸出取引をすることはできないというものである（ただし、債権保全のための貸出を除く。）（規則六二条）。手形の決済はメインバンクに集中する傾向があるから、企業が取引停止処分を科されると極

めて厳しい経済制裁となる。それゆえ取引停止処分は企業にとって手形の支払を迫る強制力として作用する。この取引停止処分制度の存在によって、手形交換は手形取引における信用純化の機能をも合わせもつ制度となっている（伊沢和平「手形交換における取引停止処分」『金融取引契約（現代契約法体系第五巻）』（有斐閣、昭五九）二九七頁）。

手形が不渡となると、適法な呈示でないこと等を理由とする0号不渡事由（不渡届は不要）に該当する場合を除き、持出銀行（交換に手形を持ち出した銀行）と支払銀行（手形の支払場所に指定されている銀行）の双方が不渡届を交換所に提出し（規則六三条一項）、これに基づいて不渡報告への記載や取引停止処分の手続が進められる（規則六四・六五条）。不渡届は大別して二種類あり、資金不足又は取引なし（第一号不渡事由）を理由とする第一号不渡届（規則六三条一項、細則七七条一項二号）と、契約不履行・詐取・紛失・盗難・偽造・変造のように手形に関して人的・物的抗弁が存在する場合など（第二号不渡事由）を理由とする第二号不渡届（規則六三条二項、細則七七条一項三号）とがある。一号不渡は不渡事由として典型的なものであり、手形の支払義務者の信用に関する事由であるといえるため、支払銀行及び持出銀行の双方に不渡届の提出が義務づけられ、かつ、異議申立は認められない。これに対し、二号不渡については、本来これらの抗弁による支払拒絶について取引停止処分の前提たる不渡届を要求すべきではない。しかし、支払銀行にとってはこれらの抗弁事由を確認することはできない。そこで、二号不渡に対しては不渡届の提出が義務づけられる代わりに異議申立が認められており、これが認められた場合には不渡報告又は取引停止報告に記載されず、取引停止処分が猶予されることになる（前田重行「不渡と取引停止処分」『預金取引（金融取引法体系第二巻）』（有斐閣、昭五八）二一八頁以下）。

異議申立を行うには、支払銀行は交換所に対し、不渡手形金相当額の金員（異議申立提供金）を提供しなければならない（規則六六条）。もっとも、この異議申立手続は、実際上、取引停止処分を免れようとする振出人等の依頼に基づいて異議申立提供金の原資となる金員（異議申立預託金）の預託を受けて行われるのが確立された実務慣行である。そして、債権回収の実務では、振出人等の異議申立預託金返還請求権は手形権利者が手形債権を回収するための格好の対象と把握されている。異議申立預託金返還請求権に対して差押え等が競合することもありうると考えられるが、このような場合に第三債務者である支払銀行が民事執

行法一五六条二項に基づく供託をしなかったとして、差押債権者（手形権利者）から供託義務違反の責任追及がなされた先例は見当たらない。本判決は、銀行取引や債権回収の実務において事例的意義を有するものと思われる。

ところで、本件判決では、H会社のY銀行に対する本件預託金返還請求権について、その弁済期が到来するまでは依然としてY銀行は供託義務を負わないとしたうえで、本件預託金の返済期限は到来していたのか否かが問題とされている。

異議申立預託金の返還は、実際上、異議申立が中断ないし終了して交換所から支払銀行に異議申立提供金が返還されたときに行われる（振出人等から支払銀行に預託金が預託されると、振出人等には支払銀行から「預り証」が交付されるのが通常であるが、これには東京銀行協会による参考書式があり、それによると、預託金の返還期限に関し、交換所の定める事由が発生し、異議申立金提供金の返還を受けた後でなければ返還しない旨が記載されている。本件預り証も同様の旨が記載されている。）。そして異議申立提供金の返還手続を定める規則六七条によれば、持出銀行から交換所に支払義務確定届又は差押命令送達届が提出された場合（一項七号）が返還事由として定められており、実務上は、これらの届の提出は手形権利者の依頼に基づいて行われるものとされている（全国銀行協会連合会通達平二・三・六外事二〇号「不渡報告・取引停止処分審査請求等に係る留意事項」1（2）①。なお、本件通知はこの全銀協通達を受けた通知である。以下、この全銀協通達を「留意事項」とする。）。ただし、本件手形はいわゆる直送手形であり、持出銀行が存在しない代金取立手形であるため、支払銀行であるY銀行がこれらの届を提出する資格を有することになる（細則八〇条の二、八〇条の三）。本件において、XはY銀行へ差押命令送達届の提出を依頼していないが、Y銀行は差押命令の正本の送達を受けているから、Xが異議申立預託金の返還請求権を差押さえたということは知りうる状況にあったといえる。そこで、このような場合、Y銀行は自らの判断で異議申立提供金の返還請求の手続に取り掛かるべきであるのか、すなわち、Y銀行はXの依頼なくして交換所に対し差押命令送達届提出の義務を負うのか否かという点が問題であり、本件の本質的な争点であるといえる。

本件では、原審との間で判決が逆転している。両判決の間で正反対の判断が行われるに至ったポイントは、原審判決は、差押命令正本の送達を受けたY銀行は、Xの別途の

依頼なくして当然に交換所に差押命令送達届提出の義務を負うとするのに対し、本件判決は、Y銀行に差押命令が送達されたからといって、Y銀行はただちに支払義務確定届又は差押命令送達届を交換所に提出しなければならない義務を負うものではない、とする点にある。これは、異議申立提供金の返還事由として本件規則五三条一項七号（規則六七条一項七号）が定める差押命令送達届提出の意義について両者の理解にちがいがあることを示している。

本件ではXからの上告受理の申立てがなされているが、右の点に関し、最高裁がどのような判断をするのかが注目される。

二　まず本件判決のうち、第三債務者（Y銀行）は、執行債務者（H会社）に対する債務（本件預託金返還債務）の弁済期が未到来である場合には、民事執行法一五六条二項にいう供託義務を負うものではないとする判旨一には賛成する。

金銭債権に差押えがされた場合、第三債務者は、その全額に相当する金銭を債務履行地の供託所に供託することができるが（権利供託、民事執行法一五六条一項）、取立訴訟の訴状の送達を受ける前に同一債権について重複して差押え又は仮差押えがなされた場合（配当要求があった場合も含む）には、それを供託しなければならない（義務供託、民事執行法一五六条二項）。本件で問題とされている義務供託に関しては、旧法は、配当にあずかる債権者の要求がある場合に供託義務を負うとしていたため（民事訴訟法旧六二一条二項）、差押え等が競合したのみでは供託義務は生じず、よって第三債務者は取立命令を得たいずれの取立てに応じて弁済をすることもでき、これによって免責されるものと解されていた（鈴木忠一＝三ケ月章＝宮脇幸彦編『注解強制執行法（2）動産執行』（第一法規出版、昭五一）四六五頁［宮脇幸彦＝松山恒昭］）。しかし、一人の債権者が取り立てたがその届を裁判所に提出しない、あるいは届は提出するが取り立てた金銭を他の債権者に渡そうとしないなどの問題が生ずるおそれがあった。そこで民事執行法一五六条二項は、債権者平等主義を手続上保障するために、差押えが競合した場合は一律に第三債務者に対して供託義務を課すこととした（田中康久『新民事執行法の解説〈増補改訂版〉』（金融財政事情研究会、昭五五）三四一頁）。

したがって、民事執行法の下では、同一債権について重複して差押え等がなされた場合には、第三債務者は取立訴訟の訴状が送達されるまでは常に供託義務を負い、差押債

権者の一人に任意に支払っても供託義務を免れることはできないことになる。そこで、供託の方法で履行しなければ第三債務者は債務不履行責任を問われるのではないかという疑義が生ずる。しかし、ここで供託義務を負うということの意味は手続上の義務をいうに過ぎず（田中・前掲三四一頁）、第三債務者は供託の方法によらなければ免責を得ることはできないことをいうものと解されている（稲葉威雄「民事執行法における供託（一）」金法九三〇号八頁（昭五五）、佐藤修市「民事執行法等における第三債務者の供託（上）」NBL二一九号一一頁注（六）（昭五五）、香川保一編『注釈民事執行法第六巻』（金融財政事情研究会、平七）五〇五頁［柳田幸三＝立花宣男］、中野貞一郎『民事執行法〈新訂四版〉（現代法律学全集二三）』（青林書院、平一二）六〇七頁等）。このように供託義務は執行法上の義務に留まるという見解には異論がないが、それは「供託義務の制度目的は、執行競合が存する場合の取立債権者への支払禁止・配当財団の確保に存する（支払の方法としては供託せよ）と解され、目的債権の実価の確保を直接の目的とするものではない」ということに尽きる（富越和厚「新民事執行法における債権執行の実務（下）」NBL二九〇号五八頁（昭五五））。したがって、実体法上、第三債務者がまだ弁済義務を負うに至っていない場合、たとえば、弁済期が未到来であるとか、第三債務者の弁済が反対給付の履行と同時履行の関係にあるような場合には、債権者が競合しても、第三債務者は供託義務を負わない（田中・前掲三四一頁以下）。現実に供託しなければ履行遅滞になるという意味での供託義務は、被差押債権の弁済期が到来して初めて生ずることになる（稲葉・前掲八頁、香川・前掲五〇五頁［柳田＝立花］）。

判旨一は右のような原則論に基づいているが、これがあえて述べられているのは、原審判決における義務供託についての不明確・不完全な理解を正す意図があったと思われる。原審判決は、差押え等の競合によりY銀行に供託義務が発生していたということを前提として本件預託金返還請求権の弁済期の到来の有無を問題とし、結論として弁済期が到来していたのにもかかわらず供託しなかったことに義務違反を認めている。本件判決における当事者の主張も、右の考えに則ってなされているようである。しかし、義務供託の性質からすれば、被差押債権である預託金返還請求権の弁済期が到来して初めて現に供託すべき義務が生じ、弁済期が到来しているにもかかわらずそれを供託しなければ義務違反になるというべきである。弁済期が到来してい

たのに供託しなければ義務違反になるという結論においては原審判決の考え方でも本件判決の考え方でも変わりはないが、義務供託の性質を正確にとらえるという意味で判旨一は正当である。

三　次に、判旨二が、本件規則の定める事由が発生し、Y銀行が徳島交換所から本件異議申立提供金の返還を受けない限り、本件預託金の返還期限は到来しないとする点には賛成する。（もっとも、この点についての本件判決の趣旨を検討する必要があることは後述する。また、その根拠を本件預り証の記載のみに求めているのは形式的な判断であるといわざるを得ないが、この形式の内容に実質的な合目的性があると解する。）

異議申立制度は大正九年一一月に創設されたものであるが、その当初は異議申立提供金という考えはなかった。昭和一一年五月に提供金制度が導入された理由は異議申立の濫用の防止であるという。すなわち、導入前は、支払銀行による異議申立の妥当性を不渡手形審査専門委員会で一件ごとに審査していたが、異議申立の件数の増加とともに同委員会での審査が不可能となった。一方、本来、異議申立にあたらない手形であるにもかかわらず異議申立により不渡処分を免れようとする者も増加した。このため、不渡手形金額と同額の金銭（提供金）を支払銀行が交換所に提供しなければ異議申立は認めないことに改めた（東京銀行協会編『全訂手形交換所規則の解説』（経済法令研究会、平二）一七六頁以下）。このような沿革を踏まえて、提供金の意義は「債務者に支払の資力があり不渡がその信用に関しないものであることを明らかにさせることにより、取引停止処分を回避するために異議申立が濫用されることを防止しようとするにある」（最一小判昭四五・六・一八民集二四巻六号五二七頁）とされる。

そこで、異議申立提供金とその原資とされる異議申立預託金の関係が問題になるが、両者の性格は異なるものと解されている。提供金は、支払銀行が自らの名において交換所に提供するものであり（規則六六条参照）、その返還請求権者は支払銀行である（上原聰『手形交換（新銀行実務講座第一〇巻）』（有斐閣、昭四二）一七九頁）。したがって、不渡手形の手形債権者が交換所を第三債務者として提供金の返還請求権を差押えることはできないし（服部榮三＝彦坂信次郎編『手形交換（新銀行実務法律講座第五巻）』（銀行研修社、昭五〇）二〇八頁、西原寛一『金融法（法律学全集五三）』（有斐閣、昭四三）二六九頁）、また優先弁済を得ることもできない（前田・前掲二三三頁）。その

根拠は「手形交換所の交換規則は加盟銀行間の取決めで、加盟銀行だけを規制するもので、一般の人を拘束する法令ではない」ということにあるとされる（上原・前掲一七九頁）。

振出人等と支払銀行との法律関係については、古くはこれを不渡処分の回避という特殊な目的を有する消費寄託契約であるとする判例（大阪高判昭四四・四・二四金法五四九号二四頁）があるが、この見解は、振出人等が依頼しなければ支払銀行は異議申立及びその提供金の提供をしないという事実関係にそぐわない。そこで判例・通説は、これを委任ないし準委任契約とみて（最一小判昭四五・六・一八民集二四巻六号五二七頁、最二小判昭四五・一〇・二三裁判集民事一〇一号一五五頁等、水田耕一「不渡処分猶予のための異議申立と提供金を巡る諸問題」金法二三〇号一六頁（昭三五）等多数）、預託金を委任事務処理費用の前払金（民法六四九条）と解している（東京地判昭和四三・一・三〇判時五二五号七五頁等、水田・前掲一七頁等）。このように解するとすれば、振出人等の異議申立預託金返還請求権は、委任事務の処理に当たって支払銀行が金銭を受け取ったときに生ずるものとも解される（水田・前掲一七頁）。しかし実際は、提供金の返還事由の一つとして異議申立日からの二年の経過（規則六七条一項四号）が定められており、支払銀行から提供金が返還されたときに振出人等に預託金が返還される。そこで、その性質を振出人等の支払銀行に対する最長二年の不確定期限付債権とみるのが判例・通説である（改説・水田耕一「異議申立預託金」加藤一郎他編『銀行取引法講座（上）』（金融財政事情研究会、昭五一）三五五頁、服部＝彦坂・前掲二一八頁、最一小判昭四五・六・一八民集二四巻六号五二七頁、最一小判昭四五・八・二〇判時六〇六号二九頁、最二小判昭四五・一一・六判時六一〇号四三頁等）。一種の不確定期限付権利として、異議申立預託金返還請求権は被転付適格を有する（中野・前掲五七四頁）。もっとも、この債権は不渡手形の担保たる性質を有するものではなく、判例は、手形所持人が預託金債権について差押・転付命令を得た場合でも、支払銀行が差押・転付命令前から有していた貸付債権を自働債権としてする相殺の効力を認めている（最一小判昭四五・六・一八民集二四巻六号五二七頁等）。

不確定期限付債権たる異議申立預託金返還請求権の弁済期については、判例は、支払銀行が交換所から実際に異議申立提供金の返還を受けた時に到来するものと解している（最一小判昭四五・六・一八民集二四巻六号五二七頁、東

京地判昭四〇・一二・二五下民集一六巻一二号一八三二頁等）。これに対し、右のように解すると、返還を請求すべき銀行の手続の遅速で弁済期を動かせることになるので、支払銀行が提供金の返還を請求しうることになった時に弁済期が到来したものと解すべきであるとする見解がある（西原・前掲二七三頁注（八））。この見解に対する反論として、そのような問題は受任者の善管注意義務違反としてとらえれば足り、異議申立銀行の知らない間に預託金の返還債務の履行期が到来していたというようなことも起こるので適当でない、という主張がある（鈴木重信「不渡異議申立預託金の法的性質」金法五四五号四〇頁（昭四四））。しかし、提供金返還の時には交換所から支払銀行に通知がなされることになっているから、銀行が不知の間に預託金返還債務の履行期が到来するなどということはないのではないかと思われるし、当事者間では受任者の善管注意義務ということで解決されるにしても、第三者が関係してくるとそれだけでは対処しきれない問題が出てくる（竹内昭夫「商法判例研究一四」ジュリ四九〇号一三一頁（昭四六））。だとすれば、支払銀行が提供金の返還を請求しうることになった時に弁済期が到来したものと解すべきであろう。

判旨二は、本件異議申立提供金の返還期限が到来しているか否かを検討するに、Y銀行と徳島交換所の法律関係は本件規則及び本件細則により規律され、その拘束力から、Y銀行は徳島交換所に対し本件異議申立提供金につき本件規則及び本件細則の定めに反して権利主張することはできないとする。これは、本件異議申立提供金の返還期限が到来しているというためには、本件規則及び本件細則に従い本件提供金の返還事由が発生していなければならず、返還に必要な要件がそこで定められていれば、Y銀行としてもそれを履践しなければならない、という趣旨と解される。だとすれば、本件判決は、本件規則及び本件細則の定めによって提供金の返還事由が発生し、Y銀行が提供金の請求をなしうる状態になっていなければならないと考えているものと解される。少なくともここでは、Y銀行に本件異議申立提供金が現に返還されたか否かについては検討されてはいない。

四　問題になるのは、いかなる場合にY銀行は本件異議申立提供金の返還請求をなしうる状態にあるといえるかである。提供金は、本件規則五三条一項各号が定める返還事由が発生した場合に（偽造等の場合の特例を除く）、支払銀行がこれを返還請求することによって返還される（本件規則五三条一項本文）。そして同項七号は「持出銀行から交

換所に支払義務確定届または差押命令送達届が提出された場合」を返還事由とし、「不渡手形について当該手形債権を請求債権とし預託金の返還請求権を差押債権とする差押命令が支払銀行に送達された場合には持出銀行は差押命令送達届を提出することができる。」と規定する（本件細則五〇条の三）。本件規則五三条一項七号に相当する規則六七条一項七号は平成二年改正により新設された規定であるが、支払義務確定届及び差押命令送達届は、振出人等に支払義務があることが裁判等により確定するため、あるいは差押により支払義務の確定が推定されるため、提供金の返還請求の理由とされているという（東協・前掲一八八頁以下）。本件に関しては、支払銀行に差押命令が送達されただけで支払銀行は提供金の返還を請求しうる状態であるといえるのか、それとも、差押命令送達届が提出されなければ返還を請求しうる状態とはいえないのか、が問題である。すなわち、交換所への差押命令送達届の提出が提供金の返還事由として定められていることの意義を検討する必要がある。

この点につき原審は、本件規則五三条一項七号の趣旨を「差押により、支払い義務の確定がかなりの程度に推定ないし予見されるため、異議申立の理由とされた振出人等の支払義務の不存在の主張が維持困難になることから、異議申立提供金を支払銀行に返還させ、預託金返還請求権の弁済期を到来させることにより、結果として振出人等の弁済を容易にすることを目的としたものである」としたうえで、差押命令が送達されたような場合には支払銀行としては、振出人等との関係において、速やかに異議申立提供金の返還義務を負うものというべきであると判示する。要するに、振出人等の弁済の容易化という目的からすれば、差押命令送達届の提出はいわば手続的要件であって、異議申立提供金の返還事由が実質的に発生した場合には、支払銀行は既に返還請求しうる状態にあり、さらにいえばこのような場合には返還請求する義務がある、というわけである。したがって、原審は、「支払銀行が差押命令送達届を提出すべき場合においては、支払銀行に差押命令の送達があれば、手形権利者による別途の依頼も含め、他の手続的要件は要求されず、支払銀行は自ら必要な調査を行い、速やかに、差押命令送達届を提出すべき義務を負う。」と判示する。しかし、原審の判断は、差押命令送達届を提出するのは、持出銀行ではなく、差押命令正本が送達された支払銀行である（本件細則五〇条の四、なお細則八〇条の四参照）という本件事案の特殊性を根拠としている。たしかに、差押

債権者としては、差押命令正本が第三債務者に送達されれば差押の効力が生じ、その他の手続が必要と考えないのももっともである。しかし、持出銀行が差押命令送達届を提出する場合を考えたとき、支払銀行が届を提出する場合との整合性の観点からは、持出銀行もまた手形権利者の依頼なくして届を提出すべきと考えられることになろうが、差押命令を送達されない持出銀行が自らの判断で届を提出することは考えにくい。それでは、持出銀行が存在する場合にはやはり手形権利者による差押命令送達届の提出依頼が必要であるが、持出銀行が存在しないような場合は一般に、差押命令が送達された支払銀行は手形権利者の依頼なくして差押命令送達届を提出すべき義務を負うものと解されるべきだろうか。しかし、平成二年の規則等改正の趣旨からすれば、そのような解釈には賛成できない。

平成二年改正前規則によれば、手形権利者が預託金返還請求権につき転付命令を得ると、転付命令の確定による弁済効（民事執行法一六〇条）のため、「不渡事故が解消したとき」すなわち支払拒絶状態が解消した場合に該当するものとされ、持出銀行は交換所に不渡事故解消届を提出する扱いになっていた（平成二年改正前規則六七条一項）。しかし、事故解消届の提出を受けて提供金が返還され、転付債権者（手形権利者）が支払銀行に預託金を返還請求すると、支払銀行は、差押・転付命令以前に取得した貸付債権があれば、これを預託金返還債務（被転付債務）と相殺してしまい、しかも振出人等は不渡処分を免れてしまう、ということがあった。また、差押命令を得た場合は、転付命令の場合とは異なり事故解消事由とされていなかったため、手形権利者は二年経つまでは預託金から手形金の取立てができないなどの問題があった（矢部伸「異議申立にかかる不渡手形に関する東京手形交換所規則等の一部改正について」金融五一七号一七頁（平二））。そこで平成二年の規則等改正では、預託金返還債権に対する転付命令を事故解消事由から除くとともに、手形権利者がこれに対して差押・転付命令を得た場合を、新設した支払義務確定届ないし差押命令送達届の提出事由に該当するものとした（規則六七条一項七号、細則八〇条の二、八〇条の三）。そして、これと同時に、振出人等に支払義務のあることが裁判等によって確定した後においても手形の支払がなされていない場合は、持出銀行は、交換所に対し、振出人等につき不渡審査を請求できることとした（規則六七条の二）。この改正規則は、支払義務の確定後一定期間内に手形の支払がない場合には、当該振出人等を不渡処分の対象とすることを

基本としており、持出銀行による届の提出を提供金の返還事由とした結果、振出人等の支払拒絶状態の解消が促進されるという効果が生ずるという（東協・前掲一八七頁以下）。しかし、これは差押・転付命令を受けた預託金債権を受動債権とする支払銀行による相殺の効力に影響を与えるものではない。すなわち、預託金は手形債権の担保的機能をもつものではない。もっとも、届の提出の効果として、転付命令の場合には事故解消届を提出しなければならないという不合理さは解消し、転付命令の場合に相殺が行われるような場合には、手形権利者は差押命令送達届の提出を持出銀行に依頼するか否かの判断を自身で下すことができることになる（矢部・前掲一七頁以下）。

このような改正の趣旨を踏まえると、持出銀行による支払義務確定届及び差押命令送達届の提出自体が提供金の返還事由とされていることの意味は、提出依頼をするか否かの判断を手形権利者自身が下せるという点にあるとみるべきである。したがって、「提出することができる。」とする細則八〇条の三（筆者注：本件規則五〇条の三に相当）は、持出銀行が届の提出権限を有しているということであるが、この権限は手形権利者との関係では無制限のものではなく、依頼がある場合には正当な理由なくしてこれを拒絶できないとともに、依頼がないのにこれを提出することはできないというべきである（佐久間弘道「銀行の取扱上の留意点を中心として〈特集・東京手形交換所規則等の一部改正〉」手研四三八号一八頁以下（平二）、同旨、東協・前掲一八九頁）。届を提出するかどうかを判断する利益を手形権利者が有するということは、支払銀行が届を提出する場合も変わりない。だとすれば、この場合でも届の提出には手形権利者の依頼が必要であり、支払銀行は、届の提出依頼がある場合には届の提出を拒絶できないとともに、依頼がないのにこれを提出することはできないというべきであろう。

五　以上の考察から、持出銀行（ないし支払銀行）は、手形権利者の依頼なくして差押命令送達届を提出することはできず、依頼がなければ提出する義務はないと解すべきであると考える。したがって、持出銀行が存在する場合には、支払銀行は、差押命令の送達を受けただけでは異議申立提供金の返還を請求することはできず、手形権利者の依頼を受けて持出銀行が交換所へ届を提出して初めて提供金の返還を請求できることになる（実際には持出銀行から交換所へ差押命令送達届が提出されたことは、交換所から支払銀行に通知されるので（留意事項1（4）①）、これにより支払銀行は返還請求しうる状態になるといえる。）。持出銀

行が存在しない場合には、支払銀行は、差押命令の送達を受けるだけでなく、少なくとも手形権利者による差押命令送達届の提出依頼がなければ返還請求できる状態にはないといえよう。したがって、判旨三が、本件細則五〇条の二及び五〇条の三の文言上、持出銀行は、各条に掲げる事由が生じたからといって、直ちに支払義務確定届又は差押命令送達届を交換所に提出しなければならない義務を負うものではなく、本件通知は本件規則五三条一項七号及び本件細則五〇条の三に基づく異議申立提供金の返還手続に関する具体的な取扱いを定めたものであり、（本件細則五〇条の四に従って「持出銀行」を「支払銀行」へ読み替えて取り扱う結果として）Y銀行は、Xからの差押命令送達届提出依頼書の提出や不渡手形の現物の提示を受け、本件差押命令正本及び手形訴訟の判決正本により、請求債権が異議申立にかかる不渡手形（本件手形）債権であることを確認した後でなければ、差押命令送達届を作成し、徳島交換所に提出して異議申立提供金の返還を求めることはできない、とする点には賛成する。しかし、差押命令送達届提出依頼書の提出等を定める本件通知の拘束力を理由として、その提出がない場合には提供金の返還の請求はできないとする判旨の論理は、いかなる内容の通知でも当事者はこれに拘束され、これに従わねばならないという帰結を導く。ここでは、本件規則五三条一項七号において手形権利者が差押命令送達届を提出するか否かの判断を下すべきであるという趣旨が認められることから、「手形権利者の依頼に基づき」その届を交換所に提出することができるとする本件通知の内容には合理性が認められるという判断をすべきであったと思われる。なお、本件は持出銀行が存在しないという場合であり、このときXに、差押命令送達届を提出するようY銀行に依頼することを求めるのは不当に過酷な要求であろうか。たしかに制度自体については、支払銀行への差押命令正本の送達に加えて持出銀行（ないし支払銀行）による交換所への差押命令送達届の提出という二段階の手続を求めるのは、手形権利者に負担を与えるものともいえる。しかし、その意味が究極的には手形権利者による差押債権の回収に際してその空振りを防止するという点にあることからすれば、今後の制度改革の必要性はさておき、現時点では右の批判は当たらないといわざるをえない。本件に関していえば、Xに代わって取立原店（香川銀行小松支店）が、Y銀行への手続を代行することができたのではないだろうか（吉岡伸一教授もこの点に関して疑念を示されている（「不渡異議申立預託金についての支払銀行の供託

義務の有無（平成一六・八・二六徳島地判、平成一七・六・一六高松高判（銀行実務と民事裁判四七三）」判タ一一九九号七七頁（平一八））。

以上より、判旨三が、Xからの差押命令送達届提出依頼書の提出や不渡手形の現物の提示及び差押命令正本の送達通知書の提示をしたことを認める証拠はないという認定のもと、本件異議申立提供金の返還期限が到来しているとはいえず、したがって本件預託金の返還期限もまた到来してはいない、と判示する点に賛成する。右認定事実はXによる差押命令提出届の提出依頼がなかったことを前提とする趣旨であると解されるが、だとすれば、Y銀行には差押命令送達届提出の義務はなく、Yは本件異議申立提供金の返還請求をなしうる状態にないから、その返還期限は到来しておらず、したがって本件預託金返還請求権についても未だ弁済期は到来してはいないということになる。そうすると、Y銀行は民事執行法一五六条二項にいう供託義務を負っていたとはいえないから、Y銀行が供託義務を負ったことを前提とするXの不法行為責任の主張を退けた本件判決は正当であると解する。

島田　志帆